

2015年度 王子グループ

団体定期保険(Bグループ) 新規加入・増額のご案内

〈こども特約付団体定期保険〉

ポイント1

お手頃な保険料!

ポイント2

加入手続きが簡単!

ポイント3

配当金が期待できます! (※)

※配当金は、ご加入者数、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

ポイント4

毎年保障の見直し可能!

ポイント5

最高保障額5,000万円!

※本人の場合

ポイント6

ご家族も加入できます!

※本人加入が前提です。

ポイント7

退職後も継続OK!

ポイント8

税制上の優遇措置!

ポイント9

配当金が支払われると実質保険料負担額が軽減されます。

■過去の実質保険料負担額推移(35歳 男性 2,000万円 加入の場合)

	2011年度	2012年度	2013年度
①月額保険料	3,640	3,620	3,580
②年間払込保険料	43,680	43,440	42,960
③配当金還元率	47.61446%	26.50215%	20.93073%
④配当金実績 ②×③	20,797	11,512	8,991
⑤実質保険料負担額 ②-④	22,883	31,928	33,969
(月平均保険料)	約1,907	約2,661	約2,831

※配当金については、P1の「ポイント3」を参照ください。

(単位:円)

王子グループのスケールメリットにより
お手頃な保険料で加入ができます。

申込締切 9月18日(金)

「団体定期保険」は、メントウごみこの保険です。
ぜひホームページもご覧ください。

本制度専用のWebサイトも是非ご覧ください!! 社内および自宅インターネットから閲覧できます!!

URL: <https://www.273139.com/feps/id00088/> 企業コード: ojipaper

【申込書ご提出先】●本社……人事部 ●工場……事務部 ●グループ会社……総務人事担当窓口

王子ホールディングス株式会社

(三井-KB-27-318)

このパンフレット用紙は、ニューエイジ
81.4g/m²を使用しております。

団体定期保険(Bグループ)はこんな保険です!



※上記は一般的な必要保障額のイメージであり、実際の必要保障額は世帯毎の経済状況などで異なります。

ポイント 1 お手頃な保険料! →2ページをご覧ください。

王子グループのスケールメリットによりお手頃な保険料で加入できます。
王子グループの皆さまだけの保険料です。

ポイント 2 加入手続きが簡単!

医師の診査はなく、簡単な告知だけです。

ポイント 3 配当金が期待できます!

(1年毎に収支計算を行い剰余金発生の場合)
過去3年間配当金還元率の平均実績は、約31.6%でした。

2011年度	2012年度	2013年度
約47.6%	約26.5%	約20.9%

※配当金は、ご加入者数、支払保険金額の多少、各引受保険会社の前年度決算等により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※配当金還元率とは、お払い込みいただいた保険料から配当金として還元した割合です。

こんなにお役に
たっています!

2013年度は7名(8,200万円)に保険金をお支払い致しました。

ポイント 4 毎年保障の見直しができます! →上記をご覧ください。

1年更新なので、生活設計にあわせて自由に見直しができます。

ポイント 5 最高保障額 5,000万円! →2ページをご覧ください。

本人5,000万円、配偶者1,000万円まで加入できます。
※子どもは400万円が上限です。

ポイント 6 ご家族も加入できます! →2ページをご覧ください。

本人だけでなく家族も加入可能なファミリータイプです。
もちろん家族もお手頃な保険料です。(ただし、ご本人の加入が前提となります)

ポイント 7 退職後も継続できます! →3ページ「退職後継続加入」をご覧ください。

退職後も最高70歳6ヵ月以下(更新時)まで継続加入できます。

※定年退職および会社都合退職だけでなく、自己都合退職も対象となります。

※移籍退職の場合は、原則、移籍先で継続加入となります。

ポイント 8 税制上の優遇措置! →3ページ「税法上の特典」をご覧ください。

お払い込みいただいた保険料から配当金を控除した額が、一般生命保険料控除の対象になります。(所得税法第76条)

保障額と月額保険料(概算)

(単位：円)

保険年齢	15歳～35歳		36歳～40歳		41歳～45歳		46歳～50歳		51歳～55歳		56歳～60歳		61歳～65歳		66歳～70歳			
	生年月日		S55.5.2～H12.11.1		S50.5.2～S55.5.1		S45.5.2～S50.5.1		S40.5.2～S45.5.1		S35.5.2～S40.5.1		S30.5.2～S35.5.1		S25.5.2～S30.5.1		S20.5.2～S25.5.1	
	性別		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
本人	配偶者	200万円	368	310	420	372	494	410	626	482	832	582	1,110	664	1,526	832	2,378	1,162
		400万円	736	620	840	744	988	820	1,252	964	1,664	1,164	2,220	1,328	3,052	1,664	4,756	2,324
		600万円	1,104	930	1,260	1,116	1,482	1,230	1,878	1,446	2,496	1,746	3,330	1,992	4,578	2,496	7,134	3,486
		1,000万円	1,840	1,550	2,100	1,860	2,470	2,050	3,130	2,410	4,160	2,910	5,550	3,320	7,630	4,160	11,890	5,810
	1,500万円	2,760	2,325	3,150	2,790	3,705	3,075	4,695	3,615	6,240	4,365	8,325	4,980	11,445	6,240	—	—	
	2,000万円	3,680	3,100	4,200	3,720	4,940	4,100	6,260	4,820	8,320	5,820	11,100	6,640	15,260	8,320	—	—	
	2,500万円	4,600	3,875	5,250	4,650	6,175	5,125	7,825	6,025	10,400	7,275	13,875	8,300	19,075	10,400	—	—	
	3,000万円	5,520	4,650	6,300	5,580	7,410	6,150	9,390	7,230	12,480	8,730	16,650	9,960	—	—	—	—	
	3,500万円	6,440	5,425	7,350	6,510	8,645	7,175	10,955	8,435	14,560	10,185	19,425	11,620	—	—	—	—	
	4,000万円	7,360	6,200	8,400	7,440	9,880	8,200	12,520	9,640	16,640	11,640	22,200	13,280	—	—	—	—	
	5,000万円	9,200	7,750	10,500	9,300	12,350	10,250	15,650	12,050	20,800	14,550	27,750	16,600	—	—	—	—	

(注1) 上記保険料は概算保険料であって、正規保険料は申込締切後算出し、11月給与分より適用します。(ただし、こどもの保険料は確定です)

(注2) 加入保険金額は、本人は200万円～5,000万円、配偶者は200万円～1,000万円、こどもは100万円～400万円です。

ただし、本人保険年齢61歳～65歳の方は2,500万円限度、66歳～70歳の方は1,000万円限度となります。

(注3) 配偶者・こどもの保険金額は、本人の保険金額の同額以下とし、本人が加入した場合のみ加入できます。

(注4) 新規加入は、60歳6ヵ月(2015年11月1日現在)以下の方に限ります。

60歳6ヵ月を超え、引き続き加入する場合は、更新時70歳6ヵ月以下まで継続加入できます。

ただし、本人保険年齢61歳～65歳の方で、加入限度額(2,500万円)以上ご加入の方は「2,500万円以下で継続」、本人保険年齢66歳～70歳の方で、加入限度額(1,000万円)以上ご加入の方は「1,000万円以下で継続」となります。継続加入後の増額はできません。

(注5) 退職後継続の方の保険金額および保険料は上記と異なりますので、別途ご案内します。

(注6) 既にご加入の方で「申込書兼告知書」のご提出がない場合は、現在のご加入内容での継続加入(自動更新)となります。

※保険年齢・保険料を算出する際に使用する年齢のことで、2015年11月1日時点での満年齢の1年未満の端数が6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げて計算しています。

(単位：円)

	保険年齢	3歳～22歳
	生年月日	H5.5.2～H25.5.1
	保険金額	男女一律
こども	100万円	80
	200万円	160
	300万円	240
	400万円	320

制度お取り扱い内容

保険期間

2015年11月1日～2016年10月31日までの1年間で、以後は毎年契約を自動的に更新します。（責任開始期〈加入日〉は2015年11月1日です）

加入資格

（1）本人および配偶者

健康で正常に勤務している役員および従業員（配偶者は健康で正常に日常生活を送っている方）で、満15歳以上60歳6ヵ月以下の方。

（2）子ども

本人が扶養している子ども（健康保険法に定める被扶養者に関する規定を準用（健康保険証に被扶養者として記載されている子どもに限ります）で、健康で正常に日常生活を送っている2歳6ヵ月超22歳6ヵ月以下の方。

子どもを加入させる場合は、加入資格のある子どもを全員同一保険金額で加入させてください。

※上記年齢は2015年11月1日現在の年齢です。

※既加入者は現在病気加療中であっても、現在の加入保険金額の範囲内で継続できます。

※夫婦ともに本人加入資格を満たす場合には、それぞれ本人資格として加入してください。配偶者としての加入はできません。

※配偶者・子どもの加入は、被保険者となることへの同意および本人の加入が前提となります。

退職後継続加入

- ・対象者は定年および会社都合・自己都合で退職された本人と、その配偶者および子どもです。
- ・退職後、満期（10月末）まで退職時の保険金額で継続できます。（ただし、保険金額の変更および家族のみ脱退は不可）
- ・満期以降も継続される本人・配偶者は、満期時の保険金額の範囲内で更新時70歳6ヵ月以下、子どもは22歳6ヵ月以下まで継続加入できます。（ただし、配偶者・子ども

は本人の保険金額以下となります。また、本人保険金額は1,000万円が上限となり、適用保険料は変更となりますので退職後継続の場合は、別途ご案内いたします）

- ・一度、保険金額を減額した場合は、減額後の保険金額が上限となります。
- ・新規加入のお取扱いはありません。

加入・増額・脱退等

- （1）加入は年1回のみで、期間途中での加入・任意脱退・増額・減額はできません。
- （2）本人が脱退（死亡・高度障害状態を含む）された場合は、配偶者・子どもも自動的に同時脱退となります。
- （3）配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額またはそれ以下とさせていただきます。
- （4）脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

税法上の特典

- ◆保険料は、配当金を差し引いた金額が一般生命保険料控除の対象となります。（所得税法第76条）
- ◆本人の死亡保険金は、保険金受取人が本人の法定相続人のとき「500万円×法定相続人数」まで非課税です。（相続税法第3条、同第12条）
- ◆被保険者が受け取る高度障害保険金は非課税です。（所得税法施行令第30条）
- ◆本人が受け取る配偶者・子どもの保険金は一時所得として課税されます。（所得税法第34条）

※上記は、2015年5月現在の税制に基づいた記載です。今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。

保障範囲

業務上業務外を問わず、保険期間中に死亡された場合に死亡保険金を、責任開始期以後の傷害または疾病によって保険期間中に所定の高度障害状態のうちいずれかに該当した場合に高度障害保険金をお支払いします。（海外での保険事故も保険金支払いの対象となります）

◎所定の高度障害状態とは◎

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

〔保険金受取人について〕

死亡保険金受取人は申込書にて指定できます。（指定なしの場合は保険約款に基づきます）受取人を複数指定する場合は、別途、「団体保険 死亡保険金受取人変更通知書」もご提出ください。高度障害保険金受取人は被保険者です。

※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

ご 注 意

次の場合には保険金をお支払いできませんので、特にご注意ください。

（増額された場合は、増額部分にも適用いたします。）

1. 被保険者が加入（増額）後1年以内に自殺したとき
2. 保険契約者または保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき（または高度障害状態にさせたとき）
3. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡したとき（または高度障害状態となったとき）（注）
4. 被保険者が故意に高度障害状態となったとき
5. 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
6. 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があったりして保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき
7. 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
8. 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき。

（注）該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額または削減した金額をお支払いすることがあります。

留意事項

1. 受取人を指定した後、次の更新期までに変更を必要とする場合は必ずお申し出ください。
2. 加入者証は配付いたしません。
3. 年度途中で脱退されると配当金はありません。
4. 当年度契約分（2015年11月1日～2016年10月31日）の配当金は、2017年2月に分配予定です。（ただし、剰余があった場合に限りです）
5. 退職等により、保険料控除証明書が必要な場合、お申し出ください。
6. 移籍退職者・再雇用者・継続雇用者の方は継続加入となります。（原則として保険期間での途中脱退はできません）

●当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

【団体定期保険 引受保険会社および引受割合（2015年5月末現在）】

三井生命保険株式会社（事務幹事） 36.0%

日本生命保険相互会社 53.4% 富国生命保険相互会社 5.2%

第一生命保険株式会社 4.8% 明治安田生命保険相互会社 0.6%

※共同取扱契約の場合、幹事会社が委任を受けて事務を行ないますが、引受保険会社は引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負うものであり、相互に連帯しません。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

●この制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

（生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）

特に重要なお知らせ (契約概要) 団体定期保険

- ・この『特に重要なお知らせ (契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、6ページの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」についてもご確認ください。

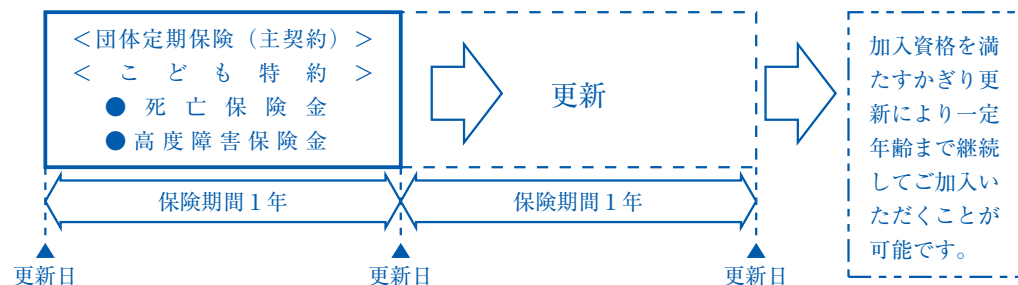
1. 商品名称

子ども特約付団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



- ※保障内容、保険料、加入資格等の制度内容はパンフレットをご参照ください。
- ※加入保険金額はパンフレットより選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- ・保険期間は1年間です。
- ・更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。また、具体的な保険期間・更新の限度につきましてはパンフレットをご参照ください。
- ・脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料期間中は保障が継続されます。

4. 保険金をお支払いする主な事由

【主契約・子ども特約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

5. 保険料について

保険料は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。保険料、払込方法はパンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

○お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。

【保険契約者連絡先】 王子ヒューマンサポート株式会社 外線 03-3563-4450

○ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

【引受生命保険会社連絡先】 三井生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係わる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seiho.or.jp/>)
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社についてはパンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

【事務幹事会社】 三井生命保険株式会社 本店：〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ（注意喚起情報） 団体定期保険

- ・この『特に重要なお知らせ（注意喚起情報）』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者全員（配偶者および子どもを含む）が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ・各項目の詳細につきましては、パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、5ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人があらのままを告知してください（告知義務）。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といひ、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、配偶者や子どもが加入される場合には、その配偶者や子どもにも内容を周知いただきますようお願いいたします。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただきます、保険金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金が支払われない場合があります。また、既に払い込まれた保険料については、返金されない場合があります。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合には既に払い込まれた保険料については返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

- ・ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入（増額）日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件（加入者数、加入率等）を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。（更新できません。）
- ・生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 保険金をお支払いできない主な事由について

- 保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細はパンフレットの該当箇所をご参照ください。
- * 加入（増額）日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - * 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意によるとき
 - * 戦争その他の変乱によるとき
 - * 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入（増額）日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません
 - * 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - * 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
 - * 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

5. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が発行破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820
ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取扱いたします。ご加入の際には、パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

- お手続きおよびご照会窓口について
この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、下記の保険契約者連絡先にお問い合わせください。
- 保険金のお支払いに関するお手続きについて
・保険金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
・お支払い事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
・保険金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに下記の保険契約者連絡先にご連絡ください。
【保険契約者連絡先】王子ヒューマンサポート株式会社 外線 03-3563-4450
- ご相談・苦情窓口について
この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。
【引受生命保険会社連絡先】三井生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

5ページの「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

申込方法とご留意点

団体定期保険(Bグループ)

- 「自動更新」方式ですので、前年と同内容で更新される方は、申込書の提出は必要ありません。
新規加入(配偶者・こどもの加入)・保険金額変更・脱退等の場合に、必要事項を記入・押印のうえ提出してください。
- 新規加入又は増額される方は、申込書左下段の告知欄をご覧ください。追加告知がある場合は追加告知欄に○印をつけ、別紙「団体保険 被保険者告知書」にその詳細をご記入ください。
- 死亡保険金受取人を指定する場合は、受取人の氏名・続柄を記入してください。特に指定のない場合は、保険約款の順位(配偶者、子(子が死亡している場合には、その直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹)に従って、受取人の指定があったものとします。
「団体保険 被保険者告知書」が必要な場合は、各事務担当者へお申し出ください。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「団体定期保険」へのご加入に際しまして、申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認をお願いいたします。以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

ご確認事項

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。「特に重要なお知らせ(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「当パンフレット」に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さま全員(配偶者・子ども含む)のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

表面記入例 (例) 本人分5,000万円・配偶者分 1,000万円・子ども(2人分)各400万円に加入の場合

三井生命保険株式会社 御中
王子グループ団体定期保険 申込書兼告知書
三井生命退用

58861 026411-3
00000
0000000000
00000000

2015年 09月 18日
2015年 11月 1日
2015年 09月 10日

王子製紙株式会社

家族区分	被保険者名	性別	生年月日	申込区分	保障金額	死亡保険金受取人名	続柄	現在の加入内容
0	オウジ タロウ 王子 太郎	男	40年 8月 10日	①加入・変更 ②脱退 ③同継続	5000 4000 2000 400 3500 1500 200 3000 1900	オウジ ハナコ 王子 花子	1	2500
1	オウジ ハナコ 王子 花子	女	42年 9月 6日	①加入・変更 ②脱退 ③同継続	1000 600 200 400	オウジ タロウ 王子 太郎	1	万円
2	オウジ イチロウ 王子 一郎	男	11年 6月 19日	①加入・変更 ②脱退 ③同継続	400 300 100 200	オウジ タロウ 王子 太郎	3	1
3	オウジ ハナエ 王子 花江	女	13年 3月 3日	①加入・変更 ②脱退 ③同継続	400 300 100 200	オウジ タロウ 王子 太郎	3	1
4		男	年 月 日	①加入・変更 ②脱退 ③同継続	400 100 300 200			万円

私は真実「被保険者同意事項」を確認し、また、告知欄の内容が真実に相違ないことを誓約のうえ、この保険契約への加入を申し込みます。

表面「被保険者同意事項」を必ずお読みいただき、内容を確認、ご了解のうえお申し込みください。

団体定期保険に
付加される特約

(0321) R071434-00-RS000015-000003 B1

【個人情報取扱について】

本保険制度の運営にあたっては、王子ホールディングス株式会社(保険契約者)は申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、王子ホールディングス株式会社が保険契約を締結する引受保険会社(三井生命保険株式会社(事務幹事会社)および共同取扱会社)へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、王子ホールディングス株式会社および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、王子ホールディングス株式会社および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります。あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

【団体定期保険に関するお問い合わせ】

お気軽に下記フリーダイヤルまでお電話ください

三井生命コールセンター ☎0120-344-338

受付時間：9:00～17:00まで[土・日・祝日・年末年始(12/31～1/3)は除きます]